

※ 本業務はツナガル株式会社へ委託しています。

## 2020年度デジタルマーケティング支援メニューの受付開始について

概要：ご好評を頂いております、地方自治体、DMO、民間企業等の皆様を対象としたデジタルマーケティング支援メニューについて、この度、今年度の受付を開始いたしましたのでご案内いたします。

詳細はご案内資料（<https://www.jnto.go.jp/jpn/news/download/20201009.pdf>）をご覧ください。

### デジタルマーケティング支援メニュー概要

#### 1 ジャパン・マンスリー・ウェブマガジン（Japan Monthly Web Magazine）記事広告

対象：地方自治体、DMO、民間企業等

概要：JNTOでは、訪日旅行に関連する様々な記事を原則毎月、4言語5種（英語・韓国語・簡体字・繁体字（台湾向け）・繁体字（香港向け））で制作し、JNTOウェブサイト「JAPAN Monthly Web Magazine」として掲載しています。

ジャパン・マンスリー・ウェブマガジンの1記事として、ご希望に沿った内容（JNTO掲載規約に沿う必要があります）の記事を制作し、発信するメニューです。

※掲載本数は毎月最大5本としています。お申込み状況によっては掲載タイミングの調整をさせて頂くことがあります。

#### 2 JNTO 英語グローバルウェブサイト「Travel Japan」情報発信コンサルティング

対象：地方自治体、DMO等

概要：JNTOの英語グローバルウェブサイト「Travel Japan」（<https://www.japan.travel/en/>）内に、地方自治体・DMO様専用ページを掲載するメニューです。

#### 3 JNTO デジタル広告商品

対象：地方自治体、DMO等

概要：JNTOウェブサイトや外部データ（属性、興味・関心、購買データ等）など、JNTOがこれまでに収集・蓄積したデータを活用することにより、日本に関心の高いユーザーに対して効果的に情報発信ができるメニューです。ターゲットとする市場を選定した上でデジタル広告による情報発信ができます（対象国欧米・アジア等19カ国）。今年度は新たに、広告配信先にFacebookとInstagramの枠を設けたほか、オプションとして、広告配信後、広告を閲覧したユーザーのその後の訪日有無について検証するメニューもご用意しました。

※ 本事業は訪日誘客に取り組む事業者・団体の活動を支援する目的で運用されています。お申込みには条件があり、お受けできない場合もございます。詳細はご案内資料をご覧頂くとともに、事務局へお問合せください。

<お申し込み・お問い合わせ先>

JNTO デジタルマーケティング支援メニュー事務局（ツナガル株式会社内）

TEL: 092-980-2714 （受付時間: 平日 9:30-17:30（12:00-13:00を除く））

E-Mail: [jnto\\_marketingsupport@ml.tsunagaru.co.jp](mailto:jnto_marketingsupport@ml.tsunagaru.co.jp)

<JNTO 担当部署>

企画総室デジタルマーケティングセンター

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-1 YOTSUYA TOWER 10 階

TEL: 03-5369-6020 / E-Mail: [digital@jnto.go.jp](mailto:digital@jnto.go.jp)